

農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーン参加事業者募集要項

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、市内の飲食店やホテル等においても利用率が低迷した状況が続いています。このため、市内産農林水産物の出荷への影響も避けられないことから、令和2年度に実施した「水産物・和牛等を楽しモーキャンペーン」の第2弾を実施することで、市内産農林水産物の消費拡大を図るとともに、飲食店やホテル等の利用を促進し、地域経済の活性化を図るものです。

2 農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーンの概要

- (1) クーポン名 「農林水産物をもっと！楽しモークーポン」
- (2) 対象者 平成15年4月1日以前に生まれた富山市民
- (3) クーポン発行内容 15,000冊（1冊あたり500円割引クーポン×12枚）
- (4) 利用者募集期間 令和3年10月18日（月）～令和3年11月14日（日）
- (5) クーポン利用期間 令和3年12月1日（水）～令和4年2月28日（月）
- (6) 利用条件
 - ・認定メニュー【富山市内産農林水産物、富山県内産米もしくは富山県内産食用肉を1品目以上使用した500円以上のメニュー（テイクアウト商品、デリバリー商品も可）または富山市で醸造された500円以上の酒類】を1,000円以上注文すること（同一メニューの重複可）
 - ・認定メニューに含まれる市内産農林水産物等（県内産米、食用肉及び酒類を含む）を3品目以上飲食すること（同一品目の重複可）
 - ・最大で支払い金額の半額まで利用可能
- (7) 対象飲食店等 この要項の定めにより登録を完了した市内飲食店等

3 対象飲食店等の参加条件及び申込方法

- (1) 参加条件 富山市内に所在する飲食店または宿泊施設で、次の全ての要件を満たすこと。
 - ①市内産農林水産物、県内産米もしくは県内産食用肉を1品目以上使用した500円以上のメニュー（テイクアウト商品、デリバリー商品も可）を提供すること。
または富山市で醸造された500円以上の酒類を提供すること。
 - ②「キャンペーン認定メニュー一覧」を提出し、市内産食材等を使用している旨を明示すること。
 - ③食品衛生法第52条の規定による飲食店営業の許可など、当該事業を運営する上で必要な許可を得ていること。
 - ④富山市暴力団排除条例（平成24年3月26日富山市条例13号）を遵守すること。
 - ⑤公序良俗に反しないこと。
 - ⑥新型コロナウイルスの感染症対策が十分に講じられる飲食店等であること。
- (2) 申込期間 令和3年10月11日（月）から令和4年2月14日（月）まで
 - ※11月14日（日）までに申し込まれた飲食店等は、審査の上、クーポンと併せて当選者に送付する「クーポン取扱店舗一覧」に掲載します。なお、11月14日（日）以降も随時申込の受付を行い、キャンペーン特設ホームページ上に随時掲載します。

- (3) 申込方法 クーポン取扱店として登録を希望する方は、この「募集要項」に同意の上、別添の「取扱事業者登録申込書兼誓約書」・「キャンペーン認定メニュー 一覧」に必要事項を記入し、郵送または持参によりお申込みください。

【提出先】

〒930-0094 富山市安住町2番14号

「農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーン」事務局（北日本新聞開発センター内）

4 クーポン取扱厳守事項

- (1) クーポンは、市内産農林水産物等（県内産米、食用肉及び酒類を含む）を3品目以上（同一品目の重複可）飲食し、かつ、キャンペーン認定メニューを1,000円以上注文（同一メニューの重複可）した際の支払い時に、支払総額の最大半額まで利用可能です。
- (2) 宿泊施設の場合は、食事料金のみ対象であり、宿泊料金は対象外となります。
- (3) デリバリー商品は商品代金のみ対象であり、配送料は対象外となります。
- (4) 2(5)に示す利用期間内において、クーポンを持参し、クーポン利用条件を満たした方に対し、支払総額から最大半額を割引して請求してください。
- (5) 利用期間外にクーポンは受け取らないでください。
- (6) クーポンの盗難・紛失、滅失又は偽造等に対して、発行者は責任を負いません。通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等のクーポンの受け取りは、取扱事業者の責任となりますので十分注意してください。
- (7) クーポンの交換、譲渡、及び売買を行うことはできません。

5 取扱事業者の責務等

- (1) キャンペーン認定メニューをクーポン利用者が認識できるよう、お品書き等にその旨をわかりやすく明示してください。（例：「キャンペーン認定メニュー 一覧」を店内に掲示する、どのメニューに何品目の市内産農林水産物等が含まれているかを記号等で見える化する等）
- (2) 「キャンペーン認定メニュー 一覧」を提出し、どのメニューに、どのような認定メニューの要件を満たす食材が、何品目含まれ、価格がいくらなのかを明示してください。
- (3) クーポンの利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、キャンペーンの趣旨に反する行為を行わないでください。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた安全体制、衛生管理体制を確保してください。
- (5) 券番号が記載されていない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポンと判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、「農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーン」事務局（TEL.076-411-5576）に報告してください。
- (6) クーポンを受け取った場合は、再流出を防止するため、クーポン裏面の取扱店舗欄に利用日・住所・店舗名を記載（インク（ボールペン等）記入又はゴム印）し、既に記載があるものは、受け取りを拒否してください。
- (7) 農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーンの周知等、事業の運営に御協力ください。

6 取扱店の取消し

募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の認定取消し、損害金が発生した際は当該金額を請求する場合があります。

7 精算請求手続き

- (1) 使用済みのクーポンは、裏面の取扱店欄に利用年月日・住所・店舗名を記載（インク（ボールペン等）記入又はゴム印）し、市が指定する方法・場所にて精算手続きを行ってください。記載がない場合には、精算に応じられませんので、必ず明記してください。
- (2) 精算請求手続きの際には、以下のものを提出してください。
 - ①クーポン精算請求書（現在、準備中です。）
 - ②使用済みクーポン（裏面に利用年月日・住所・店舗名を記載し、枚数を確認）
※使用済みクーポンは、事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合わせないで1枚ずつ離れた状態で提出してください。
- (3) 精算請求期間は、令和4年3月4日(金)までとなります。精算請求期限を過ぎての精算には一切応じられませんので、ご注意ください。なお、振込予定については次のとおりです。
 - ・令和4年1月5日(水)までに提出：1月25日(火)までに振込
 - ・令和4年2月4日(金)までに提出：2月25日(金)までに振込
 - ・令和4年3月4日(金)までに提出：3月25日(金)までに振込

○お問い合わせ

「農林水産物をもっと！楽しモーキャンペーン」事務局
(北日本新聞開発センター内)

〒930-0094 富山市安住町2番14号

Tel. 076-411-5576